

令和8年度京丹後市太陽光発電設備等導入事業（オフサイト PPA 方式）仕様書

1 事業名

令和8年度京丹後市太陽光発電設備等導入事業（オフサイト PPA 方式）

2 事業目的

本事業は、実施事業者として選定された者のうち、発電事業者が市の指定する自治会所有の土地（以下「発電所用地」という。）にオフサイト PPA 方式により太陽光発電設備等（以下「設備等」という。）を設置し、運転及び維持管理を行い、発電された電力（以下「PPA 電力」という。）と不足する電力（以下「補給電力」という。）を合わせて小売電気事業者を通じて非化石証書の調達を行い、市が指定する市有施設へ供給することにより、当該施設の再生可能エネルギー利用による脱炭素化の推進と地域レジリエンスの向上を図ることを目的とする。

3 事業の要件

- (1) 発電事業者は、別紙資料 1 の自治会所有の土地（以下「発電所用地」という。）及び市が指定する市有施設（以下「電力供給施設」という。）について、現地調査及び設備の検討並びに調査を行う。
- (2) 発電事業者は、追加資料として提供する詳細平面図に記載された範囲において、設計した太陽光発電設備等（以下「設備等」という。）を施工し、設備を導入する。また、導入にあたっては、必要となる手続きを適切に行う。
- (3) 関西電力送配電株式会社への接続検討の申込みについて
 - ア 市において、関西電力送配電株式会社への接続検討の申込み（当該申込みに係る費用 22 万円は市の負担とする。）を行っており、別途、追加資料として提供する接続検討の申込内容を参考とし、その内容に係る再検討が発生しない内容での提案とすること。なお、系統接続に係る概算工事負担金は、200 万円（概算工事負担金の見込み額であり、概算工事負担金を保証するものではない。）として検討を行うこと。
 - ※ 追加資料として提供する接続検討申込書の内容及び概算工事負担金は参考であり、発電事業者の責任と費用負担において、再度の接続検討にならない範囲内での変更は認めるが、市が行った接続検討に係る質疑は受け付けないものとする。
 - イ 接続検討の回答結果については、市と契約を締結した発電事業者に対して引き継ぐものとし、系統接続に係る本申込み以降の手續及び費用負担は、発電事業者によるものとする。
 - ウ 系統連系に係る本申込みにおける工事負担金の額が概算工事負担金の額と比較して著しく増加した場合は、事業の継続について協議を行う場合がある。
- (4) 事業期間中における、発電事業者所有の設備に対する固定資産税への課税については、減免の適用はないものとする。

- (5) PPA 電力と補給電力を組み合わせ、電力供給施設の使用電力量の全量を供給する電力供給契約を事業者と市が一括で締結する。当該契約に基づき、PPA 電力及び補給電力を全ての電力供給施設に供給する。
- (6) 供給する電力のうち、PPA 電力については、当該発電所のトラッキング付き非FIT 非化石証書を付した電力を、補給電力については、非化石証書を付した電力により供給するものとする。なお、PPA 電力については、電力系統へ全量逆潮流させて、全ての電力供給施設へ供給する。
- (7) 小売電気事業者は、PPA 電力と補給電力の小売電気事業者を分けることなく、同一事業者とすること。
- (8) 電力の供給期間において、協議により電力供給施設の追加・変更等が可能であること。この場合において、電力需要量は、追加・変更等を行う前と同等とする。
- (9) 発電事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行い、設備に異常があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。
- (10) 発電所用地に係る土地の賃貸借契約
ア 発電事業者は、市が指定する発電所用地の所有者である自治会及び市との三者による土地の賃貸借契約を締結し、土地使用の対価（以下「土地賃借料」という。）として、月額 30,000 円を毎月末日限りで当該自治会の指定する口座へ直接支払うものとする。なお、振込手数料は、発電事業者の負担とする。
イ 土地賃借料に係る支払の初月は、発電所用地の着工日の属する月とする。
ウ 事業期間において、発電所用地の土地に係る維持管理のために支出する費用は、全て発電事業者の負担とする。
エ 工事期間及び撤去期間における工事関係車両の駐車場所については、特に必要な場合において、市、自治会及び発電事業者で協議の上、自治会が指定する場所を使用するものとする。なお、当該駐車場所の使用料は土地賃借料に含まれるものとする。
- (11) 運転期間終了後、発電事業者は設備を撤去する。なお、運転期間の更新について市あるいは発電事業者が希望する場合は、自治会、市及び発電事業者の協議に基づき供給期間の延長を可とする。
- (12) 自治会に対して、市が公募前に事前説明・協議を行っているが、導入前において、京丹後市太陽光発電設備の設置と地域環境との調和に関する条例（令和 5 年京丹後市条例第 12 号）に基づき、発電事業者主体で市と共に改めて説明を行い、誠実に対応すること。また、導入前後において、対象となる電力供給施設及び発電所用地の所有者である自治会に対し、都度必要な説明を行うこと。
- (13) 電力供給施設に供給された電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- (14) 本事業において、予算の範囲内で、市から発電事業者に対して補助金（以下、「市補助金」という。）を交付することから、市が別途定める交付要綱の交付要件・規定に基づいた事業提案を行うこと。

4 事業期間等

次に掲げる期間の合計によるものとする。

(1) 設備等の設置に要する期間

太陽光発電設備等の設置に要する期間として、令和 9 年 4 月 1 日（木）以後の自治会、市及び発電事業者の協議により決定した期間

(2) PPA 電力の供給期間

ア 令和 10 年 2 月 29 日(火)までに設置工事を完了し、設備から電力供給施設への電力供給を可能な状態とする。

イ 電力供給期間は令和 10 年 4 月 1 日(土)以後に市と協議の上、決定した供給開始の日から 20 年間を原則とする。ただし、令和 10 年 4 月 1 日（土）から系統連系による PPA 電力の供給ができない場合は、当面の間、補給電力のみでの電力供給とする。

※ PPA 電力の供給期間満了後は、原則、設備等を撤去するものとする。ただし、自治会、市及び発電事業者の協議に基づき供給期間の延長を可とする。

(3) 補給電力の供給期間

令和 10 年 4 月 1 日（土）から太陽光発電設備等の撤去を完了する日までの期間とする。

※ 供給期間の終期は、各電力供給先施設の最終検針日とする。

(4) 太陽光発電設備等の撤去に要する期間

PPA 電力の供給期間を満了し、当該期間の延長を行うことなく、太陽光発電設備等を撤去する場合に要する期間であって、自治会、市及び発電事業者の協議により決定した期間

5 発電所用地及び電力供給施設

別紙資料 1 のとおり

6 料金単価等

(1) PPA 電力及び補給電力の共通事項

ア 市は、電力供給施設に供給された小売電気料金を小売電気事業者に支払う。

イ 料金単価は、電力使用量に対する基本料金及び電力量料金（従量単価）とする。

ウ PPA 電力及び補給電力に係る料金の総額となる小売電気料金には、市が実際に支払う全ての費目を含めるものとする。

エ 供給期間の小売電気料金には再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下「再エネ賦課金」という。)及び政府支援補助は国の設定単価をもとに別途加算する。

オ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとし、小売電気事業者から市に電力使用量を記載した請求書を電力供給施設ごとに発行する。併せて、電力供給施設ごとの小売電気料金から控除された補助金相当額を説明する資料を提出すること。

カ 供給期間における小売電気料金の内訳となる基本料金、電力量料金（従量単価）、燃料費調整単価、市場価格調整単価は、関西電力株式会社が提供する契約種別が「高圧電力 AS」の料金単価及び各調整単価を上限として、同単価の変動に

追従するものとする。ただし、変動に追従する場合は、事前に市へ通知を行うものとする。

キ 関西電力株式会社が提供する契約種別が高圧電力 AS の基本料金、電力量料金（従量単価）、燃料費調整単価、市場価格調整単価に追従する料金単価及び各調整単価に含まれるもの以外で電力市場、制度、情勢等の変化により別途加算される費用がある場合であって、当該費用が変動する場合にあっては、事前に市へ通知を行うものとする。

ク 関西電力株式会社が契約種別「高圧電力 AS」の供給約款を廃止、又は別の契約種別に統合した場合は、これに相当する新たな料金単価を定めるものとする。

ケ PPA 電力の供給が途絶した場合であっても、PPA 電力相当量を含めて補給電力により供給することができること。

コ 最初に締結する契約による料金単価（基本料金及び電力量料金（従量単価））は、原則、企画提案時の事業者提案単価以下とするが、関西電力株式会社による料金単価等の改定によるもの又は以下のようなやむを得ない場合に限り、例外的に、事業者提案単価を上回る契約料金単価とすることができる。ただし、やむを得ない場合によるものは、企画提案時点において、予見ができず、契約当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」という。）による場合であると市が協議により認めた場合に限る。また、市との協議を行う場合は、単価上昇を示す根拠資料を提出すること。なお、市提示価格（令和 7 年度の電力供給施設における年間の電気料金に係る支出総額から再エネ賦課金及び政府支援補助を除いた価格（税抜き））を上回る場合は、市との協議により、事業実施の判断を行うものとする。

（ア） 地震、津波、暴風雨、洪水等の大規模な天災地変

（イ） 予見不可能な法令等の大幅な制定・改廃（新たな税制の創設等を含む。）

サ 契約締結以後に発電事業者が行う系統接続の本申込みに係る工事費負担金の費用が市から企画提案時に提示されていた概算工事負担金の見込み額と大幅な乖離があり、市との協議により、事業者提案単価を上回る契約料金単価とすることができる。なお、市提示価格（令和 7 年度の電力供給施設における年間の電気料金に係る支出総額から再エネ賦課金及び政府支援補助を除いた価格（税抜き））を上回る場合は、市との協議により、事業実施の判断を行うものとする。

シ 供給期間中の料金単価（基本料金及び電力量料金（従量単価））は、次に掲げる不可抗力による場合を除き、関西電力株式会社の高圧電力の契約種別である高圧電力 AS の料金単価及び各調整単価を上限として追従するものとする。なお、関西電力株式会社の契約種別に変更があった場合は、変更前の契約種別に相当する変更後の契約種別の内容により追従するものとする。

（ア） 地震、津波、暴風雨、洪水等の大規模な天災地変

（イ） 予見不可能な法令等の大幅な制定・改廃（新たな税制の創設等を含む。）

（ウ） 国又は地方公共団体による新たな補助制度の創設、規制緩和又は著しい技術革新等により電力供給コストが構造的かつ大幅に低下したと認められる場合

（エ） 日本卸電力取引所（JEPX）・相対等における取引価格、燃料費の高騰又は為替相場の変動等が過去の事例に比べて経年で著しい場合であって、契約当事

者が協議により合意した場合

ス 供給期間中において、不可抗力により現行の料金単価を維持することが著しく不合理となったと認められる客観的な根拠をもって、料金単価に係る協議の申し入れがあった場合は、契約当事者は、誠実にこれに対応するものとする。

(2) PPA 電力

ア PPA 電力に係るものとして、設備の設置、運用、維持管理、撤去、託送料、租税公課その他一切の諸経費を含めること。

イ オフサイト発電所において発電した再生可能エネルギーであることが特定できる当該発電所のトラッキング付き非 FIT 非化石証書が付与されている電力とする。

ウ 契約料金単価は、発電事業者に対して交付する市補助金相当分が、契約料金単価から控除されていること。また、発電事業者から小売電気事業者への PPA 電力の卸売単価及び小売電気事業者の PPA 電力の仕入単価において、市交付金相当分が控除されていることを説明する書類を提出すること。

エ 発電量や需要量の変動により、やむを得ない余剰電力量（太陽光発電設備で発電された電力量に対する 30 パーセント以内）については、本市内の需要家以外に売電できるものとするが、売電により得られた収入は、本業務で導入した設備等の維持管理や更新のための費用に充てること。

(3) 補給電力

補給電力については、以下のいずれかの証書が付与された電力を供給するものとする。

(ア) 非 FIT 非化石証書

(イ) FIT 非化石証書

※ トラッキング付きか否かは問わない。

※ 再エネ指定なしの非化石証書、グリーンエネルギー証書、再生可能エネルギー由来の J-クレジットは対象外とする。

7 設備工事前の調査・手続

(1) 現地調査

発電所用地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、現地測定等の必要な調査を実施する。

(2) 設備容量等

ア 設置する太陽光発電設備の定格出力を 250kW とし、かつ電力系統への最大送電電力（逆潮流の制約値）を 248kW に制御・適合させること。なお、蓄電池は設置しないものとする。

イ 事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、電力供給施設において最大限自家消費できるように努める。

(3) 構造検討

ア 設備を設置した際の影響について、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して設備の耐久性が問題ないことを書面により報告する。

イ 発電所用地において設備が設置可能な位置は、追加資料として提供する「詳細平面図」に記載のとおりとする。

ウ 積雪荷重の計算では、建築基準法施行令第 86 条第 3 項に基づく垂直積雪量を用いること。別紙資料 1 の発電所用地について、垂直積雪量を 1.5m とするが、発電事業者においても必ず確認すること。

エ 台風や塩害等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

(4) 各種関係手続

事業者は、設備設置の前後において、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を市に提出する。

8 設備の仕様等

発電事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、発電所用地への設備の設置を行う。設備の仕様等は以下のとおりとする。

(1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、JIS C8955 (2017) 「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。

ウ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ 本事業において導入する太陽光発電設備等（パワーコンディショナ、遠隔監視装置等、インターネット通信機能を有する制御機器）の選定にあたっては、2027 年 4 月以降の系統連系技術要件に適合するため、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が運用する「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における「★1（レベル 1）」以上の適合ラベルを取得した製品、又はそれと同等以上のサイバーセキュリティ水準を満たす製品を採用すること。

(2) 留意事項

ア 発電事業者は、市が指定する発電所用地を、本件事業による「太陽光発電設備の設置、維持管理及び本市への電力供給事業」の用に供する目的でのみ使用するものとし、それ以外のいかなる目的にも使用してはならない。

イ 発電事業者は、市への書面による事前の承諾を得ることなく、本件事業に係る権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡、承継に供し、又はその他の処分をしてはならない。

ウ 発電事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該発電所用地の提供を取り消すことがある。この場合、発電事業者の責任と負担において発電所用地から設備を速やかに撤去すること。

エ 設備の設置、運用、撤去時において、発電所用地を破損した場合は発電事業者の負担と責任で修復を行うこと。

オ 運転期間終了後、事業の廃止、撤退等により、設備が使用できなくなった場合は、発電事業者の責任と負担において設備を撤去するとともに、原状回復を行うこと。

カ 設備の設置により、近隣の無線やテレビ・ラジオの受信等に支障がないよう措置を講じること。

キ 発電事業者は、市が交付金を活用するにあたって必要な書類等を求められた場合は、最大限の協力を行うこと。

9 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号、以下「再エネ特措法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- (1) 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。地域住民や関係者から苦情等があった場合は、発電事業者の責任及び負担により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。
- (2) 設備等の工事期間中において、施工により騒音が発生する場合は、その内容及び時期について、市に対して事前の説明・周知を行うこと。
- (3) 発電事業者は発電所用地への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面(PDF形式データ)、各種計算書、機器仕様書、工程表等を市へ提出し、確認を受けること。なお、資料の提出時には、確認体制図（協力事業者を含む。）を任意様式で作成し、当該資料ごとの作成者と確認者を記載した資料を添えること。
- (4) 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、発電事業者は別途提出すること。
- (5) 施工にあたり、発電所用地周辺の利用や安全に支障が起きないように、市と協議の上、発電所用地の特性を踏まえながら、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- (6) 工事期間を含む事業期間の全てにおいて、発電事業者は感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は設備に損傷を与えるおそれがないよう、関係者以外がみだりに立ち入らないような措置を講じること。
- (7) 設備に係る配線ルートについては、発電所用地の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。設備の要所には本事業のものが分かるような表示(事業名・期間、非常時連絡先等)を行うこと。
- (8) 設備の設置に際しては、工事計画書(工事概要、作業に係るタイムスケジュール等)を作成し、市と事前協議を行い、市の指示に従うものとする。
- (9) 工事中の安全対策の実施、市及び近隣住民との調整等は発電事業者において十分にを行うこと。
- (10) 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。さらに、完成図書(機器仕様図、取扱説明書、完成図面及び各種許認可書の写し等)を1部作成し、市に引き渡すも

のとする。なお、完成図面は、PDF 形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出すること。

10 電力供給・維持管理(保安・点検)・報告・非常時等の基本仕様

発電事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行うこと。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- (1) 発電事業者は、市と責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出すること。
- (2) 設備に異常又は故障が発生した場合は、直ちに市に連絡の上、発電事業者の責任と負担において修理等を行うこと。なお、毎年 1 回以上点検を行い、気象や周辺環境による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとし、その結果を市に報告すること。
- (3) 使用している機器のメーカーの解散等により、メーカー保証が受けられなくなる場合や、機器の修繕・更新等に支障が出る場合についても、発電事業者の責任で、当初と同等内容の事業を実施すること。
- (4) 発電事業者からの企画提案内容が達成できないことによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (5) 発電事業者は、市に対して、非常時の設備操作説明やマニュアル作成等を行うこと。内容等については、市と協議の上で定めるものとする。
- (6) 事業実施中に、発電所用地に悪影響等が出た場合には、発電事業者は原因究明に協力する。原因が発電事業者による設備設置に起因する場合には、発電事業者負担により速やかに修復する。
- (7) 電気設備の点検等、一時的に発電及び自家消費できない期間が生じた場合、その際の補償は行わないものとする。
- (8) 市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属するものとする。
- (9) 地震、台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。また、点検結果を速やかに市に報告すること。

11 責任分担の基本事項

上記(1)から(9)を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙資料 3」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険(これらと同等の補償内容の他の保険)に加入するよう努め、市へ写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。

- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備を撤去し、原状回復を行うこと。
- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

12 配慮すべき事項

- (1) PPA 電力については、全ての電力供給施設へ割り当てて電力供給すること。
- (2) 設備の仕様や工事を行うにあたって、周辺道路の走行、周辺家屋、事業所等への影響を最小限とすること。また、発電所用地の内外に関わらず、敷地全体を管理し、除草等を適切に行うこと。

13 その他

- (1) 本事業の遂行上必要となる資料については、必要に応じて市から貸与するものとする。この場合、事業者は本事業以外の目的には使用せず、事業完了後には、事業者の責任において適切に処分すること。
- (2) 本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した事業であるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領を遵守するものとする。
- (3) 各種関係手続の調整や協議の企画等は、事業者が主体的に行うものとする。なお、施工にあたって、市と事業者の定例協議を月に 1 回を目安として開催する。初回打合せにおいて、仕様書 9（2）に記載の確認体制図や、契約締結日から電力供給開始日までを記載した工程表（以下「全工程表」という。）を市へ提出すること。また、全工程表とは別に、部材搬入から電力供給開始日までを記載した施工期間に着目した工程表（以下「施工工程表」という。）を作成し、定例協議の際に、市へ提出すること。定例協議のみならず、各種関係手続等の過程を含め、協議結果について、事業者は議事録を 7 営業日以内（協議日を含む。）に作成し相互に確認したものを市に提出すること。なお、議事録の様式については、市が別途提供するものを使用すること。
- (4) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施するものとする。
- (5) 事業者は、市の検査等にあたり市に提出が必要となる資料作成やデータ提供に協力すること。
- (6) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。